四日市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第21号

四日市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 四日市市道の構造の技術的基準等を定める条例(平成24年四日市市条例第44号) の一部を次のように改正する。

改正後

(車線等)

- 第4条 車道(副道、停車帯<u>、自転車通</u> <u>行帯</u>その他規則で定める部分を除く。) は、車線により構成されるものとする。 ただし、第3種第5級又は第4種第4級 の道路にあっては、この限りでない。
- 2から4まで (略)
- 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の<u>車道(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第6条 (略)

2 <u>副道(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルを標準とするものとす

改正前

(車線等)

- 第4条 車道(副道、停車帯その他規則 で定める部分を除く。)は、車線により 構成されるものとする。ただし、第3種 第5級又は第4種第4級の道路にあっ ては、この限りでない。
- 2から4まで (略)
- 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の<u>車道</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第6条 (略)

 <u>副道</u>の幅員は、4メートルを標準と するものとする。

(自転車通行帯)

- 第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 自転車の交通量が多い第3種若しく は第4種の道路又は自動車及び歩行者 の交通量が多い第3種若しくは第4種 の道路(自転車道を設ける道路及び前項 に規定する道路を除く。)には、安全か つ円滑な交通を確保するため自転車の 通行を分離する必要がある場合におい ては、車道の左端寄りに自転車通行帯を 設けるものとする。ただし、地形の状況 その他の特別の理由によりやむを得な い場合においては、この限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メート ル以上とするものとする。ただし、地形 の状況その他の特別の理由によりやむ を得ない場合においては、1メートルま で縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

- 第10条 自動車及び自転車の交通量が 多い第3種 (第4級及び第5級を除く。 次項において同じ。) 又は第4種 (第3 級及び第4級を除く。同項において同 じ。) の道路で設計速度が1時間につき 60キロメートル以上であるものには、 自転車道を道路の各側に設けるものと する。ただし、地形の状況その他の特別 の理由によりやむを得ない場合におい ては、この限りでない。
- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3から5まで (略)

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種 又は第4種の道路(自転車道<u>又は自転車</u> <u>通行帯</u>を設ける道路を除く。)には、自 転車歩行者道を道路の各側に設けるも のとする。ただし、地形の状況その他の 特別の理由によりやむを得ない場合に (自転車道)

第10条 自動車及び自転車の交通量が 多い<u>第3種</u>又は<u>第4種の道路</u>には、自転 車道を道路の各側に設けるものとする。 ただし、地形の状況その他の特別の理由 によりやむを得ない場合においては、こ の限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3から5まで (略)

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種 又は第4種の道路(自転車道を設ける道 路を除く。)には、自転車歩行者道を道 路の各側に設けるものとする。ただし、 地形の状況その他の特別の理由により やむを得ない場合においては、この限り おいては、この限りでない。

2から4まで (略)

(歩道)

- 第12条 第4種(第4級を除く。)の 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除 く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第 5級を除く。)の道路(自転車歩行者道 を設ける道路を除く。)又は自転車道<u>若</u> しくは自転車通行帯を設ける第3種若 しくは第4種第4級の道路には、その各 側に歩道を設けるものとする。ただし、 地形の状況その他の特別の理由により やむを得ない場合においては、この限り でない。
- 2から5まで (略)

(待避所)

- 第32条 第3種第5級の道路には、次 に定めるところにより、待避所を設ける ものとする。ただし、交通に及ぼす支障 が少ない道路については、この限りでな い。
 - (1) (略)
 - (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
 - (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の<u>車道(自転車通行</u> 帯を除く。) の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

でない。

2から4まで (略)

(歩道)

第12条 第4種(第4級を除く。)の 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除 く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第 5級を除く。)の道路(自転車歩行者道 を設ける道路を除く。)又は自転車道を 設ける第3種若しくは第4種第4級の 道路には、その各側に歩道を設けるもの とする。ただし、地形の状況その他の特 別の理由によりやむを得ない場合にお いては、この限りでない。

2から5まで (略)

(待避所)

- 第32条 第3種第5級の道路には、次 に定めるところにより、待避所を設ける ものとする。ただし、交通に及ぼす支障 が少ない道路については、この限りでな い。
 - (1) (略)
 - (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見とおすことができること。
 - (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の<u>車道</u>の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

- 第41条 道路の交通に著しい支障があ る小区間について応急措置として改築 を行う場合(次項に規定する改築を行う 場合を除く。) において、これに隣接す る他の区間の道路の構造が、第4条、第 5条第4項から第6項まで、第6条、第 8条、第8条の2第3項、第9条、第1 0条第3項、第11条第2項及び第3 項、第12条第3項及び第4項、第14 条第2項及び第3項、第17条から第2 4条まで、第25条第3項並びに第27 条の規定による基準に適合していない ためこれらの規定による基準をそのま ま適用することが適当でないと認めら れるときは、これらの規定による基準に よらないことができる。
- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支 障がある小区間について応急措置とし て改築を行う場合において、当該道路の 状況等からみて第4条、第5条第4項か ら第6項まで、第6条、第7条第2項、 第8条、第8条の2第3項、第9条、第 10条第3項、第11条第2項及び第3 項、第12条第3項及び第4項、第14 条第2項及び第3項、第21条第1項、 第23条第2項、第25条第3項、次条 第1項及び第2項並びに第43条第1 項の規定による基準をそのまま適用す ることが適当でないと認められるとさ は、これらの規定による基準によらない ことができる。
- 第41条 道路の交通に著しい支障があ る小区間について応急措置として改築 を行う場合(次項に規定する改築を行う 場合を除く。) において、これに隣接す る他の区間の道路の構造が、第4条、第 5条第4項から第6項まで、第6条、第 8条、第9条、第10条第3項、第11 条第2項及び第3項、第12条第3項及 び第4項、第14条第2項及び第3項、 第17条から第24条まで、第25条第 3項並びに第27条の規定による基準 に適合していないためこれらの規定に よる基準をそのまま適用することが適 当でないと認められるときは、これらの 規定による基準によらないことができ る。
- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支 障がある小区間について応急措置とし て改築を行う場合において、当該道路の 状況等からみて第4条、第5条第2項、 第6項まで、第6条、第7条第2項、 第8条、第9条、第10条第3項、第1 1条第2項及び第3項、第12条第3項 及び第4項、第14条第2項及び第3 項、第21条第1項、第23条第2項、 第25条第3項、次条第1項及び第2項 並びに第43条第1項の規定による基 準をそのまま適用することができる。 よる基準によらないことができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市道については、この条例による改正後の四日市市道の構造の技術的基準等を定める条例第8 条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (都市整備部道路整備課)